

○法務省令第 号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第五十条第二項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

法務大臣 平口 洋

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三（第六十条、第六十八条の四関係） 一 [略] 勁 [略]	別表第三（第六十条、第六十八条の四関係） 一 [略] 勁 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。